

ハッピーのこども消費者クイズ

初級コース★

詳しい解説(保護者向け) = 中学生編 =

	問題	正解	解説
1	<p>サイトでの音楽購入代金を払う時、借金をすることと同じなのはどっち？</p> <p>(1) クレジットカード番号を入力して支払う (2) コンビニで購入した電子マネーで支払う</p>	1	<p>○子ども向け解説・・・・・・・・・・・・・・・・</p> <p>クレジットカードでの支払いは、カード会社がいったん立て替え払いをするので借金と同じです。電子マネーは事前にお金を払って購入するので、借金ではありません。</p> <p>○保護者向け解説・・・・・・・・・・・・・・・・</p> <p>クレジットカードも電子マネーも現金を持たずに支払いができ、特にネットでの取引には便利です。反面、お金を使うという感覚に乏しく、浪費につながりがちです。利用額の上限を決めて、「何にいくら使ったのか」管理する習慣を身につける必要があります。</p>
2	<p>法律上の契約はどっち？</p> <p>(1) 友達にDVDを貸す約束をした (2) お店でDVDを借りた</p>	2	<p>○子ども向け解説・・・・・・・・・・・・・・・・</p> <p>法律上の契約には、単なる約束と違って、責任があります。レンタル契約の場合、お店には「DVDを貸す」、借りる人には「代金を支払う」責任があります。</p> <p>○保護者向け解説・・・・・・・・・・・・・・・・</p> <p>法律上の契約には、単なる約束とは違って法的な責任が生じます。契約内容を守らないと、相手から「違約金」や「損害賠償」を請求され、裁判に訴えられることもあります。契約をする際には、慎重な判断が必要です。</p>
3	<p>契約について正しい説明はどっち？</p> <p>(1) 契約書にサインしても、印鑑を押していなければ正式に契約したことにはならない (2) 口約束でも契約は成立する</p>	2	<p>○子ども向け解説・・・・・・・・・・・・・・・・</p> <p>契約は契約書や印鑑がなくても、「買います」「売ります」などお互いが合意すれば口約束でも成立します。</p> <p>○保護者向け解説・・・・・・・・・・・・・・・・</p> <p>契約は「買う人」「売る人」双方の合意があれば口約束でも成立します。契約書を作成し印鑑を押すのは、契約の内容を明確にし、確かに契約したという証拠を残すため、契約成立の要件ではありません。</p>
4	<p>宅配ピザの注文、契約が成立したのはどの時点？</p> <p>(1) 電話注文して、配達時間を言われたとき (2) 代金を支払ったとき</p>	1	<p>○子ども向け解説・・・・・・・・・・・・・・・・</p> <p>電話でピザを注文するのは「買います」という意思表示、それに対して店員が配達時間を言ったことは「売ります」という意思表示になり、互いの意思が合致したことで契約が成立しています。</p> <p>○保護者向け解説・・・・・・・・・・・・・・・・</p> <p>契約は「買います」「売ります」と双方の意思表示が合致した時点で成立します。商品を受け取る、代金を支払うといった行為は、契約が成立した結果、買い手に生じた権利と義務になります。</p>
5	<p>友達から中学生がたくさん登録している掲示板サイトを教えてもらった。自分の情報をどこまで公開してよい？</p> <p>(1) 後で削除すればよいので、できるだけ情報を公開する (2) 氏名や顔写真など個人を特定するような情報は公開しない</p>	2	<p>○子ども向け解説・・・・・・・・・・・・・・・・</p> <p>ネット上のデータは簡単にコピーして保存ができてしまいます。一度流れてしまった情報の回収はほぼ不可能。安易な公開は避けましょう。</p> <p>○保護者向け解説・・・・・・・・・・・・・・・・</p> <p>ネットで公開した情報は不特定多数の人が閲覧できます。携帯電話、パソコンだけでなく、ゲーム機や携帯音楽端末などネット接続が可能なツールが子供の周りにあふれています。ネット上での情報公開のルールを親子で話し合しましょう。</p>
6	<p>サイトに会員登録しようとしたら、本人確認のために生徒手帳を携帯のカメラで撮影してメールで送るようにと指示された。</p> <p>(1) 会員登録をやめる (2) 写真を撮影して送る</p>	1	<p>○子ども向け解説・・・・・・・・・・・・・・・・</p> <p>生徒手帳には重要な個人情報が記載されています。送った情報を悪用される危険があります。絶対に送るのはやめましょう。</p> <p>○保護者向け解説・・・・・・・・・・・・・・・・</p> <p>子供はサイト業者の言う事を疑わず、指示に従ってしまうことがあります。個人情報収集目的のサイトも数多くあることと、ネット上で安易に個人情報を提供するのは大変危険であることを子供に繰り返し教えましょう。</p>

	問題	正解	解説
7	<p>アイドルの無料画像サイトで「画像を見る」のボタンをクリックした。急に出会い系サイトの画面になり「登録完了。料金2万円を3日以内に支払わないと訴える」と書かれた画面が出て消えない。</p> <p>(1) 親に相談する (2) 訴えられると困るので支払う</p>	1	<p>○子ども向け解説・・・・・・・・・・・・・・・・</p> <p>申込みの意思もないのに一方的に登録された場合、契約は成立していないため、支払う必要はありません。「訴える」などはおどし文句です。</p> <p>○保護者向け解説・・・・・・・・・・・・・・・・</p> <p>万一、契約が成立している場合でも、未成年者取り消しを主張できます。請求画面は消す方法があります。未然防止には フィルタリングサービスを利用した有害サイトへのアクセス制限が有効です。</p> <p>【関連ページ】</p> <p>☆最近の手口 請求画面が消えない！ http://www.seikatsu.city.nagoya.jp/soudan/kakuu_futou.htm#teguti</p> <p>☆未成年者が契約した場合 http://www.seikatsu.city.nagoya.jp/soudan/article/miseinen.htm</p>
8	<p>通信販売での代金支払い方法、安心なのはどっち？</p> <p>(1) 前払い (2) 後払い</p>	2	<p>○子ども向け解説・・・・・・・・・・・・・・・・</p> <p>通信販売の事業者には、商品を送ってこない、ニセモノを売るなどの悪質な事業者もいます。トラブルを防ぐには、後払いを利用したほうが安心です。</p> <p>○保護者向け解説・・・・・・・・・・・・・・・・</p> <p>通信販売では購入前に実物を確認できません。特定商取引に関する法律に基づいて事業者の連絡先（住所・電話番号）や返品条件が記載されているか確認し、できる限り前払いは避けましょう。事業者選びの目安にJADMAマークとオンラインマークがあります。</p> <p> </p> <p>(日本通信販売協会の正会員) (ネット販売業者に通販協会が付与)</p> <p>【関連ページ】</p> <p>☆くらしのほっと通信34号2ページ「通信販売を規制する法律」 ☆くらしのほっと通信48号2ページ「要注意！ツーハン（通信販売）の契約」 ☆くらしのほっと通信57号1ページ「ご注意！ネットショッピング」</p>
9	<p>賞味期限と消費期限について正しい説明はどっち？</p> <p>(1) 賞味期限を過ぎるとすぐに食べられなくなる (2) 消費期限は安全に食べられる期限だ</p>	2	<p>○子ども向け解説・・・・・・・・・・・・・・・・</p> <p>賞味期限とはおいしく食べられる期限、消費期限とは安全に食べられる期限のことです。</p> <p>○保護者向け解説・・・・・・・・・・・・・・・・</p> <p>いずれも、開封することなく、決められた保存方法で保存した場合の期限です。購入時には、期限表示とともに、保存方法に関する表示も確認しましょう。</p>
10	<p>エコマークについて正しい説明はどっち？</p> <p></p> <p>(1) 環境への負荷が少ない製品に付けられている (2) 国の省エネ基準を達成している製品に付けられている</p>	1	<p>○子ども向け解説・・・・・・・・・・・・・・・・</p> <p>エコマークは、製品の生産から廃棄までを通して、環境への負荷が少なく環境保全に役立つと認められた商品につけられるマークです。</p> <p>○保護者向け解説・・・・・・・・・・・・・・・・</p> <p>(2)は国の省エネラベリング制度における省エネラベルの説明です。他にも、古紙を使った紙製品に付けられるグリーンマーク、間伐材を用いた製品に付けられる間伐材マークなどの環境に関するマークがあります。マークの意味を知り、環境へ配慮を視点にした商品の選択に役立てましょう。</p> <p>省エネルギーラベルの例</p> <p></p> <p>省エネ基準達成率 148% 年間消費電力量 340kWh/年 目標年度 2010年度</p>